

平成28年広尾町議会予算審査特別委員会 第2号
(補正予算)

平成28年9月8日(木曜日)

開議 午前10時01分

1、委員長(北藤) ただいまから、予算審査特別委員会を開会します。

委員の出欠であります。星加廣保委員より欠席届があります。

これより本日の会議を開きます。

本委員会は、さきに付託された議案第81号 平成28年度広尾町一般会計補正予算(第6号)についてから議案第90号 平成28年度広尾町水道事業会計補正予算(第2号)についてまでの10件を審査します。

審査に先立ち、一般会計補正予算の事項別明細について説明をお願いします。

鈴木総務課長。

1、総務課長(鈴木) それでは、一般会計補正予算(第6号)事項別明細書をご用意いただきたいと思います。

初めに、17ページの歳出から説明させていただきます。

歳出につきましては、全款にわたりまして、7月1日付の人事異動に伴う給料、手当の組み替え、それから共済負担率の変更による共済費の補正を行っております。これ以外の主な補正内容について説明させていただきます。

17ページ、18ページは人件費補正ということでございまして、19ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、3目の財務管理費であります。25節の積立金は、減債基金積立金については、繰越金等の確定によりまして償還財源として積み立てるものでございます。また、まちづくり基金積立金につきましては、ふるさと納税として受けた寄附金、ふるさと納税532件ございました分を積み立てるものでございます。5目の財産管理費につきましては、現在保管しております変圧器のPCB検査に伴う手数料の計上でございます。7目企画費の15節工事請負費は、昨年10月の暴風雨により損傷いたしました広尾丸山テレビ中継放送所のケーブル、鉄塔、それからフェンス等の補修を行うものでございます。13目のOA化推進費、13節委託料であります。番号制度対応システム改修委託料につきましては、マイナンバー法の施行によりまして、既存システムをマイナンバーに対応させるための改修でありまして、来年7月から開始する国や地方公共団体の情報連携を行うための総合運用テストに係る計上でございます。次の庁内ネットワーク分離設定業務委託料及びL G W A Nネットワーク分離構築委託料、そして個人番号利用事務端末設定委託料につきましては、3本、1つ目に番号利用事務、それから2点目にL G W A N利用事務、3点目にインターネット、この3層にネットワークを分離いたしまして、セキュリティ対策を強化したいとするものでございます。それから、23節の備荒資金組合譲渡事業償還金につきましては、情報セキュリティ対策に関連いたしまして、個人番号利用事務に係る端末、パソコンの購入、それからサーバー機器

の購入を備荒資金組合譲渡事業により整備するものでございます。これにつきましては、債務負担行為で告示しているものでございます。15目のふるさと納税推進費は、11節需用費で事務用消耗品の追加、18節のLEDプリンタ購入費は、これから繁忙期のふるさと納税事務の円滑化を図るため購入したいとするものでございます。

次、20ページをお願いいたします。

2款3項戸籍住民基本台帳費、1目の戸籍住民基本台帳費、19節であります地方公共団体情報システム機構負担金は、個人番号カードの交付事業の確定見込みによる追加でございます。

21ページであります。

2款4項選挙費、2目の町長・町議会議員選挙費につきましては、確定見込みによる整理でございます。

次、22ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の25節社会福祉振興基金積立金は、ふるさと納税として受けた寄附金、ふるさと納税112件分を積み立てるものでございます。28節国民健康保険事業勘定特別会計繰出金は、7月1日付人事異動及び27年度決算等に伴う整理でございます。3目養護老人ホーム施設費の23ページになりますが、11節需用費は地下配管損傷によります修繕料の追加、18節の施設管理用備品購入費は厨房用の炊飯ジャーの更新に係るものでございます。4目障害者母子福祉費、12節の通信運搬費は、障害者地域活動支援センターの火災通報装置新設に伴います電話回線の通信費用の計上でございます。20節の扶助費は障害者医療費の追加、23節償還金利子及び割引料は27年度の障害者自立支援の給付費、医療費の確定による返還金の整理を行っております。

次、24ページをお願いいたします。

6目老人福祉費、28節の繰出金は、介護保険特別会計繰出金につきましては、人事異動及び27年度の介護給付費の確定のほか繰越金の整理、それから介護サービス事業特別会計繰出金につきましては、人事異動及びショートステイ利用者の増に伴う追加ほか、繰越金の整理に伴う補正でございます。8目後期高齢者医療費、28節の後期高齢者医療特別会計繰出金は、繰越金の整理に伴う補正でございます。10目臨時福祉給付金給付事業費は、27年度確定による返還金の計上でございます。

次、25ページであります。

3款2項児童福祉費、2目の保育所費、23節子どものための教育・保育給付費国庫負担金返還金につきましては、平成27年度の確定に伴う負担金の返還金の計上でございます。

次、26ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目の保健衛生総務費、28節の簡易水道事業特別会計への繰出金は、繰越金整理に伴う補正でございます。2目環境衛生費は財源内訳の補正でありまして、広尾、それから中野塚の墓地の支障木処理に係る立木処分に伴う財源内訳の補正でございます。3目予防費の13節予防接種委託料は、B型肝炎ワクチンの定期予防接種の追加に係る補正でございます。

27ページであります。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、11節の需用費は農地中間管理事業に係る事業

費の確定見込みによる整理、それから19節中山間地域等直接支払交付金は対象面積の確定見込み、それから青年就農給付金は対象者の減による減額補正を行っております。

次、28ページをお願いいたします。

5款2項林業費、1目林業総務費は確定見込み、2目林業振興費、15節の水源林分収造林整備事業は、事業実施を来年度以降に見送りということとなった関係で減額補正をするものでございます。

次、飛んで30ページをお願いいたします。

6款商工費、1項商工費、1目商工振興費、19節の広尾町起業家等支援事業補助金は、申請件数の増が見込まれることから追加補正するものでございます。

次、飛びまして、32ページをお願いいたします。

7款土木費、3項港湾費、1目港湾総務費、11節の需用費は、公用車のウォーターポンプ故障に伴う修繕料の計上でございます。2目港湾管理費は、港湾管理特別会計繰入金の追加による財源内訳の補正でございます。

33ページ、7款4項都市計画費、2目都市計画施設費の28節下水道事業特別会計繰出金は、繰越金の整理及び公債費等の確定見込みによる整理を行っております。

次、34ページをお願いいたします。

8款消防費、1項消防費、2目の非常備消防費につきましては、行政報告でもいたしましたとおり、広尾町消防団が北海道消防操法大会の小型ポンプ操法の部におきまして優勝し、本年10月に長野市で開催されます全国大会に北海道代表として出場することになりました。これに係る出場経費の計上をしております。また、消防自動車の更新によります自動車の損害共済基金分担金を計上しております。8節の報償費につきましては、全国消防操法大会の出場記念に係る顕彰費の計上、9節の旅費は、全国大会に向け出動隊員の訓練に係る出動費用弁償、それから大会出場に係る出動隊員及び応援、操法準備、解除の消防団員に係る費用弁償の追加並びに随行職員の旅費として普通旅費を計上しております。11節の需用費につきましては、水ワックス、人工芝用ラインテープなどの大会用消耗品の追加、修繕料につきましては、大会用の小型消防ポンプの点検整備費を計上するものでございます。12節の役務費につきましては、消防自動車2台の更新及び牽引ボートトレーラーの自動車損害保険加入に係る分担金の追加でございます。18節の備品購入費につきましては、消防団安全装備品購入費の確定、それから消防団操法用の資器材購入費は大会用ホースの購入に係る追加補正を行っております。3目の消防施設費、11節の需用費は4月の暴風被害により損傷いたしました車両及び消防庁舎施設の補修等に係る修繕料の計上でございます。4目南十勝消防事務組合清算費につきましては、確定による整理でございます。

次、飛びまして、36ページをお願いいたします。

9款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費、25節の教育振興基金積立金は、ふるさと納税として受けた寄附金、教育関連でふるさと納税159件を積み立てるものでございます。4目財産管理費の15節工事請負費は、旧かもめ児童会施設解体撤去工事費の計上で、老朽化した遊休施設を計画的に解体撤去したいとするものでございます。

次、37ページであります。

9 款 2 項小学校費の 1 目学校管理費、12 節役務費は、昭和61年製造の変圧器に係る P C B 検査手数料の計上。

次、38 ページをお願いいたします。

3 項中学校費、2 目教育振興費の19 節は、中体連大会参加負担金の増に伴う追加補正でございます。

39 ページであります。

5 項社会教育費、1 目社会教育総務費の12 節役務費は、シーサイドパーク内のコンデンサ、油入り遮断器に係る P C B 検査手数料の計上、2 目公民館費、15 節の工事請負費は、音調津総合センターの小便器の手すり取り付け工事の計上でございます。3 目図書館・児童福祉会館費は、図書館図書購入費として指定のありました寄附金を財源として図書購入費を追加するものでございます。

次、40 ページであります。

7 項学校給食費、1 目学校給食費、11 節の需用費は、回転釜、給湯ミキシング装置、それから高压開閉器等の修理に係る修繕料の追加でございます。13 節委託料は、厨房機器更新に係る点検委託料を計上しております。

次、41 ページであります。

11 款公債費につきましては、借入利率の確定による補正を行っております。

42 ページ、予備費につきましては、総額調整を行っております。

次に、3 ページに戻っていただきたいと思います。

歳入であります。

8 款の地方特例交付金は、確定見込みによる補正でございます。

4 ページの 9 款地方交付税につきましても、普通交付税の確定見込みによる補正となっております。

次、5 ページの13 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金は、障害者医療費の確定見込みによる追加。

続きまして、6 ページ、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金は、1 節の総務管理費補助金で、番号制度対応システム開始に係るシステム整備補助金の追加及び地方公共団体システム機構が行う番号カード交付事業に係る事務補助金の追加補正でございます。

7 ページであります。

14 款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費道負担金は、障害者医療費の確定見込みによる追加。

次、8 ページです。

2 項道補助金、3 目農林水産業費道補助金、1 節の農業費補助金は、青年就農給付金につきましては対象件数の減に伴う減額、中山間地域直接支払交付金は確定見込みによる補正を行っております。

次、9 ページであります。

15 款財産収入、2 項財産売却収入、1 目不動産売却収入の 2 節立木売却収入は、4 月の暴風災害に係る倒木処理及び広尾墓地、中野塚墓地の支障木処理に伴う売却収入の計上でございます。

次、10ページであります。

16款寄附金、1項寄附金、2目の指定寄附金の3節教育費寄附金は、図書購入費として指定された寄附金の計上でございます。4節農林水産業費寄附金は、林業振興寄附金の計上でございます。3目ふるさと納税寄附金は、4月から7月末までの寄附金の整理を行うもので、全体で803件の929万9,000円の補正となるものでございます。

11ページ、17款繰入金、1項1目繰入金の5節農山漁村ふるさと事業基金繰入金は、4月の暴風災害により植樹祭が中止となったことから、その財源の減額補正ということでございます。

次、12ページをお願いいたします。

2項特別会計繰入金、1目港湾管理特別会計繰入金は、港湾管理特別会計の繰越金等の確定見込みによる追加補正でございます。

13ページの18款繰越金は、確定による補正でございます。

次、14ページの19款諸収入、4項の受託事業収入、2目農林水産業費受託事業収入の1節農業費受託事業収入につきましては、農地中間管理事業確定見込みによる減額、そして2節の林業費受託事業収入の水源地整備受託事業収入は、来年度以降の事業実施となったことから減額補正をするものでございます。

15ページ、5項2目の雑入につきましては、北海道市町村備荒資金組合超過納付金還付金につきましては災害事業の確定見込みによる整理、南十勝消防事務組合清算金は確定による整理、広尾丸山テレビ中継放送所の補修工事の負担金につきましてはNHKの負担分の計上でございます。

16ページの20款町債、1項1目の総務債、1節の臨時財政対策債は確定見込み、4目辺地及び過疎対策事業債、2節の過疎対策事業債は旧かもめ児童会施設解体撤去工事に係る財源として追加計上するものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくお願いいたします。

1、委員長（北藤） 以上で、説明を終わります。

お諮りします。審査の方法は、一般会計から各会計ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、一般会計から各会計ごとに審査を行います。

初めに、議案第81号 平成28年度広尾町一般会計補正予算（第6号）についてを審査します。

これより質疑に入ります。初めに、歳出に対する質疑の発言を許します。

前崎委員。

1、委員（前崎） まず最初に、歳出の関係で30ページなのですが、6款商工費の1目商工振興費でありますけれども、広尾町起業家等支援事業補助742万円についてでありますけれども、今年度既に申し込みをされていて、不足する額ということで今回計上されたということなのですが、今日まで既に何件の申請があって、幾らの助成をしているのか、あと今後の見込みの件数と事業費、これは幾らを想定しているのか、これについてご説明いただきたいと思います。

それから、戻りまして歳入の10ページの関係でありますけれども、ふるさと納税寄附金の関係で

あります。これは6月にも……

1、委員長（北藤） 前崎委員、ちょっとお待ちください。今、歳出の件についての質疑ですから。

1、委員（前崎） 歳出だけですか。

1、委員長（北藤） はい。よろしいですか。

雄谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（雄谷） 起業家支援の関係でございます。

本年度既に2件の申請がありまして、2件採択されております。金額的には、1件は200万円限度額の交付、もう1件は115万円の決定額というふうになっております。

今後予定しています事業につきましては、4件見込んでおります。4件それぞれ細かい事業費はまだ申請が上がってきていけませんので把握はしておりませんが、それぞれ4件、限度額200万円で今回補正を上げさせていただいております。

以上でございます。

1、委員長（北藤） 前崎委員。

1、委員（前崎） 当初予算の残と合わせて4件分で、したがって800万円の助成事業費ということになるかと思うのですが、現時点でそれらについてはそれぞれの起業家が一定程度準備はされていて、そういった部分というのは、町のほうでどのように把握をされているのか、あわせてそれについてもご説明いただきたいと思います。

1、委員長（北藤） 雄谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（雄谷） 今後見込める4件のうち、1件は既に申請が上がってきております。残りの3件につきましては、商工会と連携をとりながら、商工会のほうでこれら3件が、こういう職種で上がってくるというような情報をいただいております。それにすぐ対応して審査して交付したいというようなことも考えまして、今回4件の申請と、補正とさせていただいたところでございます。

1、委員長（北藤） ほかにないですか。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結いたします。

次に、歳入に対する質疑の発言を許します。

前崎委員。

1、委員（前崎） 10ページのふるさと納税寄附金、3目の関係ですけれども、当初予算はそれぞれここに5つの項目があって、合わせて5,000円の予算計上されておりますけれども、先ほどの説明ではいわゆる7月末までに既に納入あったものという形でご説明あったわけでありまして、既に歳出では当初予算に返礼品を含めた予算額として4,125万8,000円、6月の補正追加で732万9,000円、今回も23万円を見ておりますけれども、いわゆる地方自治法で言う210条に総計予算主義の原則という規定がありまして、この中でそれぞれ予算については歳入に全額を計上するものという形で自治法上の規定があるわけでありまして。通常の寄附については想定し得ないものですから当然これらについては当初から予算計上はしないのですけれども、このふるさと納税に関しては、既に

歳出で4,881万7,000円、約5,000万円近くの歳出を見ていると。これらの原資というのはあくまでもふるさと納税に係るものを原資として支出するということで、そういう中で予算計上しているわけでありすけれども、ただいまの説明では、こういった既に7月末に納入した部分だけということで、これからの見込み分については計上されていないのですけれども、それについて、いわゆる地方自治法上の総計予算主義の原則から見ると適切でないと思うのですけれども、その点についてどのように考えておられるのか、ご説明いただきたいと思います。

1、委員長（北藤） 雄谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（雄谷） 地方自治法の総計予算主義については私も十分承知しているところでございますが、実際まだ、広尾町がふるさと納税に実際に本格的に取り組み始めたのはご存じのとおり昨年10月からということで、実質28年度につきましては2年目に入るというようなことで、実際返礼品の予算につきましては、寄附をいただいたらすぐ返礼品を送るというようなこともありますので、予算化はさせていただいておりますが、歳入については先ほどもお話ししました、まだ経験値が浅いということでなかなか見込めないというようなことで、当初予算では科目存置の予算措置になったのかなというふうに思っております。29年度以降、今年度の実績等を踏まえまして、29年度の当初では総務課サイドと相談しながら組んでいきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

1、委員長（北藤） 前崎委員。

1、委員（前崎） さきのこの関係部分では2万件の方からの寄附を想定しているという形の中で専任職員の配置だとか4,800万円の当初予算計上しておりますけれども、自治法上のいわゆる総計予算主義という部分でいくと、26年度の実績は少なかったということですが、27年度の実績は現に出ているわけですから少なくとも、例えば27年度の実績でいきますと、北海道全体で150億円のふるさと納税の実績があるのですけれども、この中で、当然ご承知のとおり、上士幌町が道内1番目で15億3,700万円、7番目に音更町が3億9,100万円、それぞれ十勝管内で2町村が10位以内に入っているわけなのですけれども、例えば上士幌町も今年度の当初予算に10億円程度このふるさと納税という形で寄附金の項目として見込んでいるのです。音更町についても、これは一般寄附も含まれていますけれども、3億9,800万円、これは当初予算に計上しているということなのです。したがって、その他の経費も含めて、以前から私もこの議会で取り上げていますけれども、例えば5,000円の寄附ですとか1万円の寄附であれば5割程度のものを返礼する。あとについてはそれぞれ3割、4割という形で減っていくのですけれども、それに見合った歳出を計上されているのです。そういった意味では、まさしく先ほど言った地方自治法210条の総計予算主義の原則にのっとって予算計上されているのですけれども、広尾の場合はそうでないということで、適切でないのではないかということなのです。担当課長、4月に来られたので、そういう予算が既にできていたかとは思っているのですけれども、やはり自治法上の規定により正規な形で予算計上すべきではないかと思うのですけれども、その点もう一度お答えをいただきたいと思います。

1、委員長（北藤） 鈴木総務課長。

1、総務課長（鈴木） ふるさと納税寄附金の歳入、それから歳出の取り扱いといいますか、そう

いった事務的な整理でございますけれども、受けたふるさと納税寄附金につきましては、それぞれ目的となるまちづくり基金、それから教育振興基金、社会福祉振興基金という形にまずは一旦積立金という形で受け入れ、歳出のほうで積み立てをさせていただく。そして、その中で、先ほど水産商工観光課長からも説明あったとおり、27年度、まだスタート、それから28年度は2年目ということでございまして、歳出におけるその財源手だてという部分につきましては、なかなか寄附金を全て充てるといような形にはなりませんので、28年度の予算につきましては、27年度までのふるさと納税で受けた寄附金の積立金から、まちづくり基金になりますけれども、その繰入金で28年度のふるさと納税に係る財源といたしまして、当初予算では3,000万円の部分を繰り入れるということで予算化させていただいているところでございまして、不足する部分につきましては、一般財源全体の中の財源調整の中でそれに充てていきたいということでございます。

今後の進め方といたしましては、それぞれ目的基金として積んである基金の今度はそれぞれの事業に充てることになりますので、今後内部の中でそういった検討をいたしまして、財源充当につきまして検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

1、委員長（北藤） 前崎委員。

1、委員（前崎） 今の説明については、あまり過去の実績がないからということでわかりますけれども、ただ、冒頭の説明は、先ほども私言いましたけれども、一般寄附金であれば、そういう形で結構だと思うのです。当然その総体の一般財源で賄うという形なのですから、事このふるさと納税に関して言えば、寄附があって、それに対する4割、5割の謝礼といいますか、そういういわゆる総計予算主義という原則の中で出ている項目だと思うのです。そういった意味では、こういう形で既に入ったものしか載せていないということ自体が、既に歳出は5,000万円近いものを計上しているわけですから、それに見合った歳入というのは当然計上すべきだと思うのです。その点についてもう一度ご説明をお願いいたします。

1、委員長（北藤） 鈴木総務課長。

1、総務課長（鈴木） 寄附金という性格上、見込み件数で、通常歳入では見込みとして予算計上することになりますけれども、寄附金という性格上、どうしても確定に近い形のものが見込めない。そういった部分での歳入の予算計上となりますと、歳入歳出の全体調整の中での調整として、その中で寄附金の取り扱いという形で進めていかなければならないと。したがって、寄附金は、ほかの他の歳入の科目となかなかその辺が確定として見込めない部分がございますので、その辺でご理解いただきたいなというふうに思います。

1、委員長（北藤） 以上で、質疑を終結いたします。

次に、議案第82号 平成28年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第3号）についてを審査します。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結いたします。

次に、議案第83号 平成28年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について審査を

いたします。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結いたします。

次に、議案第84号 平成28年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを審査いたします。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結いたします。

次に、議案第85号 平成28年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）についてを審査いたします。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結いたします。

次に、議案第86号 平成28年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを審査いたします。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結いたします。

次に、議案第87号 平成28年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてを審査いたします。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結いたします。

次に、議案第88号 平成28年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを審査いたします。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結いたします。

次に、議案第89号 平成28年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）についてを審査いたします。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結いたします。

次に、議案第90号 平成28年度広尾町水道事業会計補正予算（第2号）についてを審査いたします。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結いたします。

これをもって各会計ごとの審査を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

お諮りいたします。議案第81号 平成28年度広尾町一般会計補正予算（第6号）についてから議案第90号 平成28年度広尾町水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの10件を一括して討論、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第81号から議案第90号までの10件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りいたします。本案10件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案10件は討論を省略いたします。

これより議案第81号 平成28年度広尾町一般会計補正予算（第6号）についてから議案第90号 平成28年度広尾町水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの10件を一括採決いたします。

お諮りします。本案10件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案10件は原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は、全て終了いたしました。

お諮りいたします。本委員会の審査報告書は、正副委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、審査報告書は、正副委員長に一任することに決しました。

これをもって予算審査特別委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時42分